

# 競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月27日

(令和2年7月3日改訂)

(令和2年7月29日改訂)

(令和2年11月18日改訂)

(令和3年6月4日改訂)

(令和3年10月14日改訂)

(令和4年6月21日改訂)

(令和4年12月13日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

地方競馬全国協会

## 〈目次〉

### 1 はじめに

### 2 感染防止のための基本的な考え方

### 3 リスク評価

- ① 接触感染のリスク評価
- ② 飛沫感染のリスク評価
- ③ 集客施設としてのリスク評価
- ④ 地域における感染状況のリスク評価

### 4 講ずるべき具体的な対策

- ① 総論
- ② 来場者の安全確保のために実施すること
- ③ きゅう舎関係者（騎手、調教師、きゅう舎従業員）の安全確保のために実施すること
- ④ 従事者の安全確保のために実施すること
- ⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること
- ⑥ 施設管理
  - ア) 入場口      イ) パドック、スタンド、ウィナーズサークル
  - ウ) 館内一般      エ) 窓口      オ) ロビー・休憩スペース      カ) トイレ
  - キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等      ク) 遊戯施設
  - ケ) 集客型のイベント等
- ⑦ 広報・周知

### 5 きゅう舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応

## 1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付け。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、地方競馬主催者（以下「競馬主催者」という。）が競馬場又は場外勝馬投票券発売場（以下「場外発売場」という。）において新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、競走の実施、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売を行う場合の前提となる感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めることとする。なお、感染症学の専門家より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成した。

競馬主催者が競走の実施、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売（競馬法第21条により委託する競馬の実施に関する事務を含む。）を行うに当たっては、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むよう努力することが求められる。

競走を実施する競馬場における一般の観客の入場に当たっては、必要に応じ、施設が所在する都道府県とも相談するとともに感染防止安全計画を策定し、当該都道府県による確認を受けることとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

競馬主催者は、競馬場又は場外発売場の施設の構造や規模等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設に来場する一般の観客（以下「来場者」という。）、騎手・調教師・きゅう舎従業員（以下「きゅう舎関係者」という。）、競馬主催者の役職員、従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）、馬主や報道関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められる。

その際には、「三つの密」、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等

を踏まえ、感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要となる。

### 3 リスク評価

競馬主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③エアロゾル感染のそれぞれについて、来場者、きゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められる。

また、人気のあるレース開催日等は、多くの来場者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の④及び⑤で述べるリスク評価についても留意が必要である。

なお、「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合においては、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売等は中断又は延期する。

#### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、マークカード記入用鉛筆、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）には特に注意する。

#### ② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかなどを評価する。

#### ③ エアロゾル感染

感染者から放出されたウイルスを含む粒子が長時間浮遊する原因となる、換気の悪い環境や密集した状態が生じる可能性のある場所がどこにあるのかなどを評価する。

#### ④ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売を行った場合に、大規模な来場等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来場が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場にとどまるかどうかなどを、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

#### ⑤ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告さ

れた場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

#### 4 講ずるべき具体的な対策

##### ① 総論

- 三つの密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。
- 人と人が触れ合わない距離（以下「一定の距離」という。）を確保するため、必要に応じて以下の措置を講じる。
  - フロアマーカ―やロープ設置等の工夫を行い、来場者同士の一定の距離を確保する。また、来場者が滞留しないように動線の確保に努める。
  - 特定エリアに大勢の人が滞留しないよう、入場口、退場口、トイレの通路等の共用部のキャパシティに応じ、整列等が適切に行えるように目安の上限人数を下回る制限（エリアごとの人数制限等）や整理人員の配置又は場内放送・掲示等による注意喚起を行うように努める。
- 感染防止のために入場制限を実施することが必要と判断する場合は、以下のような方策によることが考えられる。
  - 勝馬投票券の発売レース数の制限
  - 勝馬投票券の発売・払戻し時間の制限
  - レース映像の提供制限
  - オッズ情報の提供制限
  - 有人窓口における勝馬投票券の発売の制限
  - 飲食スペースや椅子スペースなど、滞留スペースの使用制限
  - 時間差による入退場
  - 入場者及び列に並ぶ者の整理
- 施設内の適度な消毒や手指消毒のための消毒液を配置する。なお、消毒液は当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的に点検を行う。消毒方法については、厚生労働省HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する（以下、消毒に関する記載において同じ。）。
- 室内でのエアロゾル感染を予防するために適宜換気に努める。
- 例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等における飲食は制限する。

- マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、競馬主催者から来場者やきゅう舎関係者、従事者、馬主や報道関係者（以下「きゅう舎関係者等」という）に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、競馬主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、来場者又はきゅう舎関係者等にマスクの着用を求めることが許容される。例えば、
  - ・ 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、きゅう舎関係者等に対し、マスクの着用を求めること、
  - ・ 年齢層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、来場者に対し、マスクの着用を求めること
  - ・ マスク見直し時期をまたぐ一連の競馬開催等において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること
 等が考えられる。
- 咳エチケットについて施設内で掲示等を行い周知する。
- 過度な飲酒の自粛を求める。
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- 高齢者や基礎疾患のある方等については、感染した場合の重症化リスクが高い【※】ことから、競馬主催者においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。

【※】重症化しやすいのは、高齢者、基礎疾患のある方及び一部の妊娠後期の方である。また重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙がある。なお、ワクチン接種を受けることで、重症化予防効果が期待できる。施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。

- 速やかに他の来場者から隔離する。
- 対応する従事者は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用等適切な防護対策を講ずるとともに、対応前後は手洗いの徹底や手指消毒を実施する。
- 重症化リスク、重篤度に応じて、医療機関受診や自宅待機等を促すとともに事後の状況の把握に努める。
- 当該者が感染していた時には保健所等による速やかな情報公開等に協力するとともに、必要に応じてウイルスが付着した可能性がある場所の消

毒等の事後の対策を講ずる。

② 来場者の安全確保のために実施すること

来場前の検温実施の要請のほか、本ガイドラインや施設ごとの対応方針に基づいて対策を講じること、及び以下の来場自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。

- 発熱（37.5度以上の場合、又は37.5度未満でも平熱よりも高いことが明らかかな場合）がある場合
- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- 入場時にサーモグラフィー等による検温を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関受診や自宅待機等を促す。
- 入場時や巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け・検温を行い、発熱などの来場自粛の条件に該当する症状等があった場合には施設内への滞在をお断りし、健康観察の実施又は医療機関の受診・相談を促すことも有効。なお、入場又は滞在をお断りする場合には入場料や指定席料の払い戻しに応じるなどの措置を講じるように努める。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を要請する。なお、マスクについては、着用するかどうかは個人の判断に委ねることを基本とするが、年齢層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、必要と判断する場合には、来場者に対しマスクの着用を求めることとする。
- 勝馬投票券やグッズ、飲食物などを対面で販売する際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用する等、工夫して飛沫防止に努める。テーブルなどは定期的に消毒を行う。
- キャッシュレス投票を推奨する。
- 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。
- 有料・来賓エリアの座席は必要に応じて指定席とし、座席間は一定の距離を確保する。

③ きゅう舎関係者の安全確保のために実施すること  
(健康管理)

- きゅう舎関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- きゅう舎関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、発熱又は風邪の症状がある場合に限らず体調が悪い場合には、医療機関への受診・相談や自己検査結果の健康フォローアップセンター等への連絡を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、発熱の他に、以下に該当する場合も、出勤の自粛を要請する。
  - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するように指導する。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を行う。
- 騎手服、作業着等を定期的に洗濯する。
- ワクチン接種については、厚生労働省HP「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。

(職場における検査の更なる活用・徹底)

(以下の対策は、4④「従事者の安全確保のために実施すること」においても同じ。)

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- 体調が悪い場合には出勤せず、重症化リスクの高くない者においては自宅で療養することを基本とし、症状悪化時等には医療機関を受診すること。
- きゅう舎関係者が出勤後に少しでも体調が悪い、又は発熱など軽度の体調不良を訴えた場合(持病等明らかに新型コロナウイルス感染症ではない場合を除く)に職場において検査する場合には、事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員(※検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のこと。)を定めておき、検査を実施すること。ただし、当該厩舎関係者が症状が重いと感じている場合などは、検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。
- 職場における検査は、以下のとおり対応する。
  - 薬事承認された新型コロナウイルス抗原定性検査キット(その他の抗原を同時に検出するものを除く。)を選定するものとし、保管・使用については、キットの添付文書等をよく確認すること。

○検査を管理する従業員の管理下で抗原定性検査等を実施すること。

○検査結果が陽性であった場合、重症化リスクの高い者は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の者であって、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。

○検査結果が陰性であった場合、他の疾病の可能性もあることから、重症化リスクの高い者は、医師の判断を受けよう伝え、それ以外の方は、本人の希望に応じて医療機関を受診するよう伝える。受診を希望せず自宅で療養する場合にも、体調変化時には、済みやかに医療機関を受診するよう伝える。また、偽陰性の可能性もあることから、症状が軽快するまで外出を控えるなど感染対策を講じるよう伝える。

- 職場での抗原定性検査キットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、特に基礎疾患を持っている場合等重症化リスクの高い方については、抗原定性検査キットの使用によって受診が遅れることがないようにすること。
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、きゅう舎関係者同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。

#### （移動）

- 競馬主催者は、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できるきゅう舎関係者に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における交通事故・故障等の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。複数人数での移動の場合は、車内での感染防止策（会話を控えめにすること、常時換気を行う事等）を徹底する。

#### （宿泊）

- 調整ルームなど、きゅう舎関係者が競走の参加中に利用する宿舎については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋のきゅう舎関係者が一定の距離よりも離れた間隔（以下「一定の間隔」という。）を保てるよう、部屋の空間と人の配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- 就寝時を除き、部屋にいる場合において、窓が開く場合には定期的に窓を開け換気するなど、宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、適切な機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

#### (浴場)

- 入浴、サウナは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- 更衣室におけるロッカーの定期的な清拭消毒を行う。
- 更衣室におけるロッカーなどについても、一定の間隔を確保するよう努める。
- 浴場での貸しタオルを中止し、個人用タオルを持参する。
- 浴室内の換気を強化する。
- 浴室、浴槽内、サウナ室における対人距離の確保及び会話を控えることなどを要請する。
- ドライヤーなど備品の清拭消毒を行い、化粧品・ブラシ等は持参を要請する。

#### (食事関係)

- 食事は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- 食事前の手洗いを徹底する。
- 飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、一定の間隔を確保する、対面で座らない又はアクリル板を設置するなどの工夫を行うよう努める。
- トング等共用する場合は、使用前に手指消毒を行うこと。

#### (休憩・休息スペース)

- 休憩・休息スペースにおける共有物品（テーブル、椅子など）や高頻度接触部位は、定期的に消毒を行う。
- 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いをを行う。
- 休憩・休息をとる場合には、一定の間隔を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限、休憩スペースの追設及び休憩時間をずらすなどの工夫を行う。特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

#### (トイレ)

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は定期的に清拭消毒を行う。
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参してもらう。

#### (控室)

- 競走前後において、控室を利用する場合には、一定の間隔を確保するよう努め、一定数以上が同時に控室に入らないよう、入場制限、控室の追設及

び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(輸送)

- バス等で宿舎から競馬場に輸送する場合には、換気に留意し、座席の距離は一定の間隔を確保するよう努め、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(設備・器具)

- 馬具などのうち、個々のきゅう舎関係者が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する馬具等については、定期的に消毒を行う。
- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備についても、適度に清拭消毒を行う。
- ゴミは定期的に回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、作業後に手洗いをを行う。

(外部関係者の宿舎・競馬場施設への立入り)

- 取引先等を含む出入りする民間事業者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、4④の従事者に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先等に、宿舎・競馬場施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者、他のきゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者との接触する機会を減らすように、それぞれの業務内容ごとに行動する競馬場内のエリアを制限する。

④ 従事者の安全確保のために実施すること

- 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 従事者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合に限らず体調が悪い場合には、必要に応じて医療機関、保健所等の受診・相談を促すとともに、診断結果を競馬主催者が記録する。さらに、発熱の他に、以下に該当する場合も、出勤の自粛を要請する。
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、

眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するように指導する。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を行う。
- ユニフォーム等を定期的に洗濯する。
- 従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する際に、人と人との距離が確保できない場合等はマスクや手袋、フェイスシールドの着用等工夫して飛沫防止に努めるとともに、対応前後は手洗いや手指消毒を実施する。また、直接の対応機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内も活用する。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- 控室等の室内は定期的な換気を行うとともに、必要に応じて二酸化炭素濃度計を設置し、常時1,000ppm以下を維持する。
- 時差出勤により公共交通機関の混雑緩和を図り、また、自家用車など公共交通機関を使用せずに通勤できる従事者には駐車場の状況等を踏まえ、これを推奨する。
- ワクチン接種については、厚生労働省HP「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者と接触する従事者と、きゅう舎関係者と接触する従事者にチームを分けるなど、業務内容ごとにできる限り行動する競馬場内のエリアを制限する。

#### ⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること

- 馬主、報道関係者の緊急連絡先を把握する。
- 馬主、報道関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診・相談を促す。さらに、発熱の他に、以下に該当する場合、来場自粛を求める。
  - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、

- 眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 政府の指定する過去一定期間に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
  - 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を行う。
  - 馬主席は必要に応じて指定席とし、座席の距離は一定の間隔を確保する。

## ⑥ 施設管理

### ア) 入場口

来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、一定の距離が空くように措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は時間差入退場等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施するように努める。

#### （入場券販売）

- 人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用する等、工夫して飛沫防止に努める。テーブルなどは定期的に消毒を行う。
- キャッシュレス決済をできる限り推奨する。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

### イ) パドック、スタンド、ウィナーズサークル等

- 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、一定の距離が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等を設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。
- 密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施するように努める。
- 設置している柵など高頻度接触部位は当該場所に適切なものを用いて定期的に清拭消毒を行う。

### ウ) 館内一般

- 清掃、消毒、換気を適切に実施する。

- こまめな手洗い、またはアルコール等の手指消毒液を設置することにより手指の消毒を行う。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は当該場所に適切なものを用いて定期的に清拭消毒を行う。
- ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意する。
- 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いを行う。
- 換気に関しては、適切な空調設備を活用した常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）を行う。いずれの場合も必要な換気量（1人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1000ppm以下に維持するよう努める。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。換気に加えて、CO<sub>2</sub>測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を目安に維持することが望ましい。必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。なお、パーテーション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないよう配置することに留意する。
- 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、一定の距離を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないよう工夫を行う。なお、密集を回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（エリアごとの入場制限 等）を実施するよう努める。

## エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス決済の導入も検討する。
- 対面で案内又は発売を行う際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用する等、工夫して飛沫防止に努める。
- テーブルなどは定期的に消毒を行う。
- お客様の滞留抑制を優先するとともに、発売窓口に行列ができる場合は、一定の距離を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープ設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないように工夫する。

#### オ) ロビー・休憩スペース

- 例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等における飲食は制限するとともに対面での会話を回避するよう促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、一定の間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。なお、密集を回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（入場制限等）を実施するよう努める。
- テーブル、椅子等の物品は定期的に消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- 常時換気が困難な屋内の喫煙所は利用を禁止し、それ以外も必要に応じ、利用を制限する。利用する場合は以下の対応を行う。
  - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、一定の間隔を確保するよう努め、人が密集しないスペースづくりを工夫する。
  - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないように混雑時の入場制限を実施する。

#### カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
- （トイレの混雑が予想される場合、）一定の距離を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないように工夫する。なお、密集を回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（入場制限等）を実施するよう努める。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を徹底する。消毒液を設置する場合には、定期的に補充する。

#### キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用する等、工夫して飛沫防止に努める。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との間にアクリル板を設置する、又は一定の間隔を保てるよう座席を配置する。またできるだけ対面の着座をしないように各店舗において椅子を間引く等、席の位置を工

夫する。

※ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。

- 混雑時にはそのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（入場制限等）を実施する。
- 施設内の換気を徹底する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ユニフォームや衣服は定期的に洗濯する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわない。

#### ク) 遊戯施設

- 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- 混雑時にはそのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（人数制限等）を実施する。
- 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。

#### ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、一定の距離を空けて来場者の配置をするなど、感染予防を徹底する。
- 着ぐるみ等が出演し、来場者に触れる場合は消毒等を徹底する。

#### ⑦ 広報・周知

- 来場者、きゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者に対して、以下について周知する。
  - 健康状態等による出勤・来場自粛の徹底（発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合も出勤・来場の自粛を要請する。）

- 体調不良時に連絡する担当者・窓口への伝達方法を掲示する。
- これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」及び新型コロナウイルス感染症から回復した者に対する差別防止の徹底を放送や掲示物で周知・広報する。
- 来場に当たっての交通機関や飲食店の分散利用を呼びかける。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針に基づいて対策を講じることを主催者ホームページ等において周知し、対策を徹底する。

## 5 きゅう舎関係者・従事者に感染者・濃厚接触者が確認された場合の対応

- 医療機関等の指示に従い、求めがあった場合は聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 他場のきゅう舎関係者との接触がある場合には、当該主催者等に速やかに連絡するとともに、医療機関等の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒し、同勤務場所等のきゅう舎関係者や従事者に自宅待機させることを検討する。
- 感染者・濃厚接触者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 感染者・濃厚接触者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のような個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（5日間）の外出自粛と健康観察を含めた感染拡大防止対策をとる（2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から行動制限の解除が可能）。なお、療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たって職場等にPCR検査や抗原定性検査キット等による陰性証明書等を提出する必要はない。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和3年1月8日暫定版）」）

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

備考：競馬場及び場外発売場における感染予防対策の実施については以下の情報もご参照ください。

- ・新型コロナウイルス対応（国の方針等）；<https://corona.go.jp>（内閣官房）

参照

- ・国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- ・人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)
- ・新しい生活様式の実践例（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（内閣官房HP）  
[https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold\\_region\\_20201112.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold_region_20201112.pdf)
- ・「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（個人情報保護委員会HP）  
[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/covid-19/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)
- ・新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ・抗原定性検査キット利用の具体的手順、購入申し込みリスト等  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

(令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

(新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報)

- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先(厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ・ 新型コロナワクチンについて(厚生労働省HP)

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

- ・ マスクの着用について(厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

- ・ 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2(2023年2月10日)(内閣官房コロナ室)

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf)

- ・ 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改訂その8)」(2023年2月10日)(内閣官房コロナ室等)

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_inshokuten\\_daisanshaninshou\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf)

- ・ 「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>

- ・ 「(2022年11月版)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(2023年2月10日)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryuu/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihon_r2_050210.pdf)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授